

令和2年第2回宮崎市議会（5月臨時会）

提出案件一覧

1 件数

| | |
|----|-----|
| 議案 | 11件 |
| 報告 | 2件 |
| 合計 | 13件 |

2 内訳

（1）議案（11件）

①「令和元年度宮崎市一般会計補正予算（第7号）」の専決処分（1件）

⇒ 議案第86号

②「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第1号）」の専決処分（1件）

⇒ 議案第87号

③「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第2号）」の専決処分（1件）

⇒ 議案第88号

④「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第3号）」の専決処分（1件）

⇒ 議案第89号

⑤「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第4号）」の専決処分（1件）

⇒ 議案第90号

⑥条例案（1件）

⇒ 議案第91号

⑦条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認（5件）

⇒ 議案第92号～第96号

（2）報告（2件）

① 専決処分の報告（2件）

⇒ 報告第2号・第3号

- ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（2件）

3 議案の概要

議案第86号 「令和元年度宮崎市一般会計補正予算（第7号）」の専決処分について

【財政課（商業労政課）】

◇概要

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、本市の中小企業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業に係る債務負担行為の追加について、予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和元年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要」のとおり

議案第87号 「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第1号）」の専決処分について

【財政課（商業労政課）】

◇概要

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、本市の中小企業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業に係る経費及び債務負担行為の追加について、予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和2年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要」のとおり

議案第88号 「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第2号）」の専決処分について

【財政課（廃棄物対策課）】

◇概要

宮崎県中部地区衛生組合の解散に伴う内之八重処理場維持管理費等について、予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和2年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（その2）」のとおり

議案第89号 「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第3号）」の専決処分について

【財政課（保育幼稚園課、商業労政課）】

◇概要

新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化している本市内全事業所に対する家賃補助事業、及び感染拡大防止のため小中学校の臨時休業が長期化していることに伴う子育て世帯の経済的負担を軽減するための応援給付金支給事業に係る予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和2年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（その3）」のとおり

議案第90号 「令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第4号）」の専決処分について

【財政課（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室、保育幼稚園課）】

◇概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯を支援するため、国の補正に伴う特別定額給付金支給事業、及び子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に係る予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和2年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（その4）」のとおり

議案第91号 条例案（1件）

議案第91号 宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

令和2年6月から6か月の間、市長の給料の減額を行うため。

◇主な内容

令和2年6月から6か月の間、市長の給料の額を10分の1減額する。

◇施行期日

令和2年6月1日

議案第92号～議案第96号 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認について

議案第92号 「宮崎市税条例等の一部を改正する条例」の専決処分について

【納税管理課】

◇概要

地方税法等の改正（令和2年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市税条例」等の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応に係る改正

(1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大（第55条）

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができる措置を講じるもの。

(2) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化（第75条の3、第76条）

土地・家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、現所有者であることを知った日から3か月以内に、氏名・住所等必要な事項を申告させる措置を講じるとともに、不申告の場合の過料の規定を設けるもの。

◇施行期日

令和2年4月1日（経過措置の規定あり）

◇概要

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めることに伴い、「宮崎市国民健康保険条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 傷病手当金の支給に関する特例を定める（附則）

- | | |
|------|--|
| 対象者 | 被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 |
| 支給要件 | 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間 |
| 支給額 | 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額× $\frac{2}{3}$ ×日数 |
| 適用 | 令和2年1月1日から規則で定める日（令和2年9月30日）までの間に傷病手当金の支給を始めるもの |

◇施行期日

公布の日（令和2年4月20日公布）

◇概要

地方税法施行令の改正（令和2年3月31日公布・同年4月1日施行）を踏まえた国民健康保険税の見直しを行うことに伴い、「宮崎市国民健康保険税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 課税限度額の改定（第2条）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行16万円）に引き上げる。

2 保険税軽減措置の対象の拡大（第23条）

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行う。

◇施行期日

令和2年4月1日（経過措置の規定あり）

◇概要

介護保険法施行令の改正（令和2年3月30日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市介護保険条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 保険料率の特例

第1号被保険者のうち所得段階が第1段階から第3段階に該当する者について、令和2年度における介護保険に係る保険料を第1段階については20,500円（現行25,600円）、第2段階については34,200円（現行41,000円）、第3段階については47,800円（現行49,500円）に引き下げる。

◇施行期日

公布の日（ただし、令和2年4月1日から適用。経過措置の規定あり。）

議案第96号 「宮崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の専決処分
 について 【消防局 総務課】

◇概要

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正（令和2年3月27日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市消防団員等公務災害補償条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 補償基礎額の改定（第5条）

- (1) 本市の消防団員等の損害補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。
 (単位：円)

| 階 級 | 勤 務 年 数 | | |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
| 団長及び副団長 | 12,440 (現行 12,400) | 13,320 (現行 13,300) | 14,200 (変更なし) |
| 分団長及び副分団長 | 10,670 (現行 10,600) | 11,550 (現行 11,500) | 12,440 (現行 12,400) |
| 部長、班長及び団員 | 8,900 (現行 8,800) | 9,790 (現行 9,700) | 10,670 (現行 10,600) |

- (2) 本市の消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げる。

2 法定利率の改正（附則）

障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を変更する。

◇施行期日

令和2年4月1日（経過措置の規定あり）

4 報告の概要

報告第2号・報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第2号・報告第3号 専決処分の報告について

| | |
|----------------|---|
| 【報告第2号】 | 【消防局 警防課】 |
| 《事故の概要》 | 市の職員が救急自動車のドアを開けたところ、借受人の運転する相手方の普通自動車に接触し、双方の車両破損が生じた。 |
| 《事故発生日》 | 令和2年2月17日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市小松台東1丁目12番地16先道路上 |
| 《損害賠償額》 | 車両損害に係る賠償 433,638円（市が相手方に対して） |
| 《過失の割合》 | 市95%、相手方5% |
| 【報告第3号】 | 【佐土原総合支所 農林建設課】 |
| 《事故の概要》 | 相手方の軽自動車が入り込んだ側溝のグレーチング蓋が腐食していたため、側溝に車輪を落とし、相手方に車両引上げに係る費用相当額の損害が生じた。 |
| 《事故発生日》 | 令和元年12月10日 |
| 《事故の場所》 | 宮崎市佐土原町上田島9148番地先道路上 |
| 《損害賠償額》 | 損害に係る賠償 15,000円（市が相手方に対して） |
| 《過失の割合》 | 市100% |